

令和6年度 事業計画

基本方針

本協会は、安全な食品を消費者に提供するという基本理念に基づき、食品衛生指導員制度の一層の拡充強化と、食品衛生の自主管理体制の確立を図りながら、食品事故の防止及び食品衛生の向上と食品業界の発展に努めてまいります。

また、食品衛生の重要性を広く呼びかけることによって、営業者及び一般消費者の食品衛生に関する知識の普及啓発に努めてまいります。

1. 組織の充実強化

会員の拡充に一層努力するとともに、事務局の組織充実を図り、本会の発展に努めます。

2. 県・高松市委託・認定事業の実施

県・高松市から委託・認定を受けて次の事業を実施し、自主管理体制の確立と消費者啓発の推進を図ります。

- (1) 食品衛生責任者実務講習会事業（委託）
- (2) 食品関係営業者の自主管理体制指導推進事業（委託）
- (3) 食品衛生教室に関する事業（委託）
- (4) 食品衛生普及啓発事業（委託）
- (5) 保健所受付業務事業（委託）
- (6) 食品衛生責任者養成講習会事業（認定）（eラーニングによる講習含む）

3. 食品衛生指導員の知識及び技術の習得

公益社団法人日本食品衛生協会が開催している研修会や大会などに参加し、食品衛生知識を深め、衛生管理の相談や普及啓発に役立てます。

衛生管理システム等が優秀な施設を見学し、指導員の技術向上を図り、巡回指導時の指導や助言のための基礎知識の更なる向上を図ります。

特に、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着に努めます。

4. 食品衛生指導員活動特別補助金事業の実施

日食協からの特別補助金を受け、以下の事業を実施します。

- (1) 食品衛生指導員養成等研修事業として、公益社団法人日本食品衛生協会の指導資料に基づいて、特に重点的に取り組む目標について食品衛生指導員研修会を実施し、食品衛生技術指導を強化し自主管理の徹底を図ります。
- (2) 食品衛生指導相談事業として、公益社団法人日本食品衛生協会が毎年示す指導目標に重点を置き、食品衛生指導員による巡回指導を行うとともに、消費者、営業者を対象に相談事業や懇談会を実施し、食品衛生思想の普及啓発を図ります。

5. 食品衛生の日の推進

毎月18日の「食品衛生の日」に自主点検を実施し、衛生思想及び営業施設の衛生管理の向上に努めます。

6. 「食協だより香川」及び「食品衛生情報だより」の発行

機関誌を発行し、食品衛生に関する情報を提供するとともに、食品衛生知識の普及向上を図ります。

7. 一般消費者への啓発

一般消費者に対して、食品衛生思想を普及させるため、以下の事業を行います。

- (1) 県が行う食品衛生月間（8月1日～31日）に協賛して各種事業を行います。
- (2) 手洗いマイスターによる手洗い教室等を行います。
- (3) 食品衛生教室を行ない、消費者との座談会を開催します。
- (4) ホームページ等により、情報の提供を行います。
- (5) キャンペーン活動等、一般消費者への啓発を行います。

8. 各種講習会及びセミナー（出前講座等）の開催

ノロウイルス食中毒予防講習会等、食品衛生に関する講習会を開催します。
また、食品衛生に関するセミナー（出前講座等）を開催し、食品衛生思想の積極的な普及啓発に努めます。

9. 食品衛生に関する各種相談事業

食品衛生に関する各種相談事業を行うとともに食品営業許可についても相談に応じます。

また、HACCPに関する相談窓口を設け、指導・助言に努めます。

10. 情報の提供と指導啓発

食品衛生法の改正等に伴う情報提供、並びに製造・加工・調理等におけるHACCPシステムによる衛生管理について助言や普及啓発に努めます。

11. 食中毒警報発令事業に対する協力

県が発令する食中毒警報を、すみやかに食品関係組合等に周知し、食中毒の発生防止の注意喚起に努めます。

12. 食品営業許可更新手続き等、行政への協力

保健所が行う営業許可申請にかかる手続きの補助等、行政への協力を努めます。

13. 食品衛生功労者等の顕彰

食品衛生思想の普及並びに食品業界の指導育成等に功労のあった方々を顕彰し、食品業界の更なる発展を目指します。

- (1) 食品衛生功労者等に対する表彰
- (2) 公益社団法人日本食品衛生協会等への表彰推薦
- (3) 大臣表彰、知事表彰等への推薦協力
- (4) 指導員に対する感謝状

14. 食の安心・安全・五つ星事業の推進

食品営業者が日々取り組んでいる一般衛生管理及びHACCPに沿った衛生管理を定着するため、特に「HACCP型五つ星実施店」の普及・拡大に努めます。

15. 集団検便の実施

自主管理事業の一環として、食中毒予防・健康管理等を目的とした集団検便の実施を行います。

16. 各種共済事業の推進

食品に関する事故・事件が発生した際に営業者の民事的責任が消費者のために適正に果たせるよう、各種共済を推進することにより、営業者・消費者両者の食の安心・安全を提供いたします。

17. 証紙等売りさばき事業の実施

証紙・印紙等を売りさばき、県民の利便を図ります。

18. 食品衛生に関する印刷物の作成、月刊誌等の斡旋

食品衛生に関するチラシ・パンフレット等の作成及び公益社団法人日本食品衛生協会発行の月刊誌「食と健康」等の購読斡旋に努めます。

19. 物資販売・斡旋の事業

食品衛生上必要な衛生資材等を販売・斡旋することにより、営業者の利便を図ります。